

県民と知事との対話「こんにちは！三日月です」の実施要領

1 目 的

人と地域がキラリと輝く滋賀の未来を県民と共に築くため、知事が県民との直接対話を通して生の声を聴き、県民の想いを活かした県政を共につくり進めることを目的に、県民と知事との対話「こんにちは！三日月です」（以下「この事業」という。）を実施する。

2 対話方法および対話相手

- (1) この事業は先進的な取組や特色のある活動を行っている自治会、NPO、事業所、学校、団体等を訪問して実施する。
- (2) 対話相手は、知事と対話する機会が比較的少ない方々を対象とする。
- (3) 対話相手は、各所属から提供された情報等により、活動の分野、地域、世代の均衡等に配慮し選定する。
- (4) 対話人数は、参加者全員が意見交換に参加できるよう、10人程度とする。
- (5) CO2 ネットゼロ社会実現のため、WEBによるリモート開催についても推奨する。

3 運営方法

- (1) 原則として毎月1～2回程度この事業を実施する。
- (2) 対話時間は1会場1時間30分程度とする。（活動の現場等の見学を含む。）
また、対話相手の状況に応じて、休日、夜間等を問わず実施する。
- (3) 県側の対話出席者は知事とする。
- (4) 対話会場は、自由で率直な意見が気軽に交換できるように設営する。

4 広 報

広報課長は、この事業の実施にあたり、原則として予めその内容について県民に周知する。

5 事後処理

- (1) 広報課長は、この事業の実施後速やかに対話結果を整理し、各関係所属長あて対話結果を通知する。また、総合事務支援システムを活用し、情報の共有を図るものとする。
- (2) 各関係所属長は、対話結果を踏まえ、県施策へ反映できるよう十分検討するなど、適切な処理に努める。
- (3) 広報課長は、対話において話題となった事項のうち早急に対応が必要と認めら

れるものについて、関係所属長に対し、検討処理結果（経過）の報告を求めるものとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は広報課長が別に定める。

付 則

- 1 この要領は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 県民と知事との対話「知事と語る滋賀の未来」の実施要領は廃止する。

付 則

この要領は、令和 3 年 7 月 1 4 日から施行する。